

東京都水道局職務に関する働きかけについての対応要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都政の透明性の向上、公務員倫理の保持及び適正な行政執行の観点から、水道局職員が職務に関する働きかけを受けた場合の対応について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員

水道局に所属する一般職の職員及び局長をいう。

(2) 所属長

前号に定める職員のうち、次号に掲げる働きかけを受けた職員を直接指揮監督する管理職をいう。

(3) 働きかけ

職員以外の者が、職員に対して要望、意見等を伝え、その職務に関して行為をするよう又はしないように求めることをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 議会、審議会等の不特定多数の者が傍聴可能な公開の場におけるもの

イ 中継放送等により不特定多数の者がその内容を知り得る場におけるもの

ウ 議事録が作成される会議の場におけるもの

エ 要望書等の文書によるもの（東京都の組織端末に送信された電子メール等を含む。）

オ 日常的に受ける軽易な照会、要望、資料請求等

(働きかけの記録)

第3条 職員は、職員以外の者から働きかけを受けた場合は、速やかにその内容を別記様式「対応記録票」（以下「記録票」という。）に記録するものとする。ただし、別に既存の記録様式がある場合は、記録票に代えて当該記録様式を使用することができる。

(働きかけの報告)

第4条 職員は、職員以外の者から働きかけを受けた場合は、その主管の系列に属する所属長に記録票又は記録票に代えて使用する様式（以下「記録表等」という。）により報告するものとする。ただし、東京都水道局分課規程（昭和27年水道局管理規程第5号）に規定する部、事業機関（給水管理事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、支所、浄水管理事務所及び建設事務所に限る。）の長及び担当部長（以下「部長級の職員」という。）、多摩水道改革推進本部長、次長並びに技監にあっては、重要と判断する案件について局長に報告するものとし、局長にあっては、特に重要と判断する案件について知事に報告するものとする。

2 前項の規定により報告を受けた所属長は、その主管の系列に属する直属の上司にこれを報告するものとする。ただし、部長級の職員、多摩水道改革推進本部長、次長及び技監にあっては、重要と判断する案件について局長に報告するものとし、局長にあっては、特に重要と判断する案件について知事に報告するものとする。

(記録票等の管理及び公開)

第5条 記録票等に係る主務課長は、東京都水道局文書管理規程（平成11年水道局管理規程第26号）に基づき、記録票等を適正に管理し、保存するものとする。

2 記録票等は、東京都情報公開条例（平成11年条例第5号）第2条第2項に定める公文書として開示請求の対象となるものとする。

3 主務課長は、職員から記録票等による報告を受けたときは、速やかに職員部コンプライアンス監理担当課長へ当該記録表等を提出するものとする。

(概要の公表)

第6条 局長は、働きかけに係る記録を集約し、毎年度、その概要を公表するものとする。

(他の規程等による取扱い)

第7条 働きかけへの対応について、この要綱以外の規程等に定めがある場合は、この要綱の趣旨を踏まえ、その定めるところによるものとする。

附　　則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

対応記録票

<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他			対応日 年 月 日 ()		
依頼者	職名 氏名				
内 容					
対応方針					
対応結果					
その他 (配付した資料 等)					
対応者	部	課	職	氏名	電話

注 必要に応じて、資料を添付すること。